

社 会 福 祉 法 人 放 泉 会

役員等の報酬規程

（目的）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人放泉会の役員等の報酬等について定めるものである。

（定義）

第 2 条 この規程でいう役員等は、理事、監事、評議員、会長及び各種委員等をいう。

（役員等の報酬）

第 3 条 社会福祉法人放泉会の役員のうち、理事長、業務担当理事（内部経理監査責任者）及び税理士資格を有する監事に対して役員報酬を支給する。

2 役員報酬は、月次報酬とする。

3 役員で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、別表 2 の報酬支給表に準じて報酬を支給する。

4 月次報酬の額は、別表 1 に定めるとおりとする。

5 理事長及び業務担当理事（内部経理監査責任者）には、賞与別表 1 により支給することができる。

（理事会及び評議員会の出席）

第 4 条 役員等が理事会及び評議員会に出席したとき別表 2 により報酬を支払う。

（理事会及び評議員会以外の出席）

第 5 条 役員等が理事会及び評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表 2 により報酬を支払う。

（各種委員会委員の報酬）

第 6 条 理事長が必要に応じて役員等を以て構成する各種の委員会等の委員の報酬については、別表 2 により支給する。ただし勤務実態により理事長において調整することができる。

（監事の報酬）

第 7 条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表 2 により報酬を支給する。

（その他の報酬）

第 8 条 他に役員等が法人及び施設の業務で理事長の命を受けてその業務にあたった場合には、勤務実態に即して理事長が定める。

2 役員以外で理事長が委嘱する委員については、別表 2 により報酬を支給する。

（会長の報酬）

第 9 条 会長に対して、別表 3 により月額報酬及び賞与を支給する。

（出張旅費）

第 10 条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、「社会福祉法人放泉会役員等に関する旅費規程」により旅費等を支給する。ただし市内の場合は支給しない。

2 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（改正）

第 11 条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の決議による。

附則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成２６年４月１日より施行する。
 この規程は、平成２９年４月１日より施行する。
 この規程は、令和元年７月１日に一部改正する。
 この規程は、令和２年６月１６日に一部改正し、令和２年６月１日から適用する。ただし、令和２年６月賞与については従前の例による。
 この規程は、令和３年６月１５日に一部改正する。
 この規程は、令和７年６月３日に一部改正し、令和７年５月１日から適用する。

別表 1

	月次報酬の額	賞 与
理 事 長	300,000円	6月 1.25ヶ月 12月 2.0ヶ月
業務担当理事	40,000円	6月 50,000円 12月 75,000円
監事(税理士資格を有する場合)	50,000円	

別表 2 報酬支給表

	理 事 会	評議員会	監 事 会	各種委員会	市内出張	県内出張	県外出張
理 事 ・ 監 事	7,000円	6,000円	7,000円		5,000円	5,000円	7,000円
評 議 員		6,000円			5,000円	5,000円	7,000円
役員等の各種委員				5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
評議員選任・解任委員				4,500円			
第 三 者 委 員				4,000円			
交 通 費	なし	なし	なし	なし	なし	実費	実費

別表 3

	月次報酬の額	賞 与
会 長	300,000円	6月 1.25ヶ月 12月 2.0ヶ月